令和８年度　第１回　市川市自立支援協議会　会議録（概要）

1　日時

令和８年９月10日（月）14時00分～16時15分

2　出席者（敬称略）

(1) 委員

山﨑（会長）、朝比奈（副会長）、芦田、石井仁美、岡部、田邉、石井なお子、森田、岩崎、渡邉、永井、鎌田、諸谷、西野、小泉、坪井、保戸塚、千葉、篠田

（欠席：髙木（副会長）、佐藤、松崎、久保、田中、山本）

(2) 市職員

障がい者支援課　鈴木、夏見、沓澤、石田、小澤、田口、岩﨑、永澤

発達支援課　内池、大塚

障がい者施設課　大和久、倉

3　傍聴者

１名

4　内容（敬称略）

事務局（沓澤）：　定刻になりましたので、始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、事務局より連絡をさせていただきます。本日は、佐藤委員、松崎委員、久保委員、田中委員、山本委員、髙木委員からご欠席との連絡をいただいております。

次に、今回から新たに委員として加わった方がいらっしゃいますのでご紹介させていただきます。

生活支援部会幹事、渡邉（わたなべ）康弘（やすひろ）委員。就労支援部会幹事、松崎（まつざき）明寿（あきとし）委員。こども部会幹事、保戸塚（ほとづか）陽一（よういち）委員。精神保健福祉関係者、篠田（しのだ）紫織（しおり）委員。以上４名の方が、令和８年度から新たに委員になられております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（沓澤）：　それでは、会議に入りたいと思います。

初めに、会長、副会長の選任のための仮議長を決めさせていただきます。

仮議長は、障がい者支援課長が務めさせていただきたいと思いますが、い

かがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。
では、鈴木課長、仮議長席へお願いします。

仮議長(鈴木)　：　会議につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。
事務局からは、本日の議題の中では、非公開とする内容は含まれていないと伺っております。
本日の会議を公開するかどうかは、すべての議題の審議に先立って決定することとなっておりますが、本日の会議はすべて公開としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、本日の会議は公開といたします。
本日傍聴希望の方がいらっしゃれば、ご入室いただきたいと思います。

(傍聴者 1 名入室)

議題(１)　連絡・報告事項

仮議長(鈴木)　：　それでは、議題(1)、「会長・副会長の選任」を行います。
これまでのやり方にならい、互選にて決めさせていただきたいと思いますが、どなたかご推薦はございますでしょうか。

芦田　引き続き、会長には山﨑さん、副会長には朝比奈さん、髙木さんが適任ではないでしょうか。

仮議長(鈴木)　会長に山﨑委員、副会長に朝比奈委員、髙木委員とご推薦いただきました。他にどなたかございますでしょうか。
なければ、会長に山﨑委員、副会長に朝比奈委員、髙木委員ということで、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、会長は山﨑委員、副会長は朝比奈委員、髙木委員にお願いすることと致します。

なお、ご欠席されている髙木委員につきましては、幹事会にて副会長を継続される意向を確認しております。

ここからの進行は、山﨑会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長　：　それでは、議題(2)「連絡・報告事項」の①自立支援協議会委員報酬アンケートについて、所管課よりお願いします。

障がい者支援課(田口)　：　以前実施しましたアンケートについては、ご協力いただき、ありがとうございました。

アンケート結果は、円グラフのとおりです。

まず、自立支援協議会本会の委員報酬については、「委員報酬は必要である」及び「どちらかといえば必要である」と回答した方が、合計 19 件となりました。

必要だと答えた方で多かった意見は、会議出席のため時間的な負担があるとなっており、不要だと答えた方で多かった意見は、地域貢献・社会貢献として参加しているため、現状のままで支障がないためとなっています。

続いて、自立支援協議会部会の委員報酬については、「委員報酬は必要である」及び「どちらかといえば必要である」と回答した方が、合計 18 件となりました。

必要だと答えた方で多かった意見は、会議出席のため時間的な負担があるとなっており、不要だと答えた方で多かった意見は、地域貢献・社会貢献として参加しているため、現状のままで支障がないためとなっています。

アンケートの結果、委員報酬が必要であると考える方が一定数いらっしゃることから、現在、近隣市の状況についても調査を行うとともに、財政部門との協議を進めております。

今後、進捗がありましたら、改めてお知らせいたします。

会長　：何かご質問などございますか。

（質問なし）

会長　　：　続いて、②法令改正についての情報共有について、私の方から説明させていただきます。

まず、8 月 13 日、14 日の千葉豪雨で、市川市では 155 世帯が床上床下浸水となったと聞いています。社会福祉審議会が災害ボランティアセンターを立ち上げてボランティアさんの力を借りて対処したところです。市川市ばかりがクローズアップされましたが、鎌ケ谷市では 400 世帯弱が床上床下浸水し、私も災害ボランティアセンターの立ち上げに携わりました。鎌ケ谷市では災害ゴミを家の前に置いておくと一週間以内に回収されていたようです。八千代市、千葉市、大網白里市、佐倉市もかなりひどい被害が起きています。災害弱者をどう支援するかは課題です。また、適切に自分の個人情報を周囲に伝えておいて、受援力を高めておいてほしいと思いました。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の改正がありました。18 歳以降も切れ目なく居住地域に関わらず適切な支援をというような趣旨となっています。

民法等の一部を改正する法律も公布されました。成年後見、保佐、補助が、補助に一本化されます。必要なときに必要な分だけ、例えば、大きな契約、ライフイベント時のみ制度を使うことが可能になります。法務省のホームページにも詳細が公開されています。本人の意思が分からない支援は存在しないということを再度確認していただきたいと思います。チラシをお配りしておりますとおり、新後見制度について、11 月に市民・関係者向け研修会を実施しますので、ぜひご参加ください。

会長　　：　何かご質問などございますか。

（質問なし）

議題(2)　各部会等の状況について

会長　　：　議題（2）「各部会等の状況について」について、はじめに、相談支援部会からお願いします。

芦田　　：　資料６ページをご覧ください。相談支援部会の取組については、記載のとおりです。セルフプランの高さが課題になっており、2030 年までに一定数

セルフプランを削減しようという目標を掲げています。７ページの取組成果をご覧ください。相談支援専門員への理解を広めるため、周知チラシを作成、配布したり、相談支援事業所の空き状況の更新を開始したりしました。

また、今年度も研修会を企画しています。相談支援事業を実施しない事業所にも前もって周知する予定です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業については、グループスーパービジョンに引き続き枠を設けて事例検討を行っています。

会長　　：　次に、生活支援部会からお願いします。

渡邉　　：　資料は９ページからです。開催概要は記載のとおりです。

多くの会議に共通する課題として、①支え手の人材不足、②支援力の向上、③地域のつながりの強化が挙げられています。

また、部会には地域生活支援拠点等コーディネーターにも出席いただき、報告、共有、意見交換を行っています。コーディネーターから、精神障がいの方向けの短期入所が少ないという意見が出ています。

特に、人材確保に関するイベントの開催については、場所確保、開催時期の調整が難しい状況です。市全体の取組として検討していけたら良いと思います。

10 ページ以降の方策・取組のうち、「★」印を付しているものは、今年度から新たに開始した取組です。共通分野における取組は①から③のとおりです。

各分野で新たに開始した取組としては、高次脳サポート会議では事業所紹介、事例検討の実施。家族交流会も継続実施し、それと同日に当事者交流会も実施しました。県合同交流会へも参加しました。

来年度にはまた新しい日中サービス支援型グループホームができる予定です。

永井　　：　医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律の改正についてお話させていただきます。医療的ケア児等サポート会議がありますが、「等」はどこまでか含めるか、という議論が会議設立当初からありました。法改正資料の裏面には、これまで取組が進められてきたとありますが、現場の感覚として本当に取組が進んでいるのかという思いがあります。資料裏面「支援対象の拡大・支援施策の充実等」に掲げる「喀痰吸引」については、ヘルパーが研修を受講することで可能なものです。一方、

資料表面の「医療的ケア児の定義等」に、「恒常的に医療的ケア（人工呼吸器により呼吸管理等）を受けることが不可欠である児童」とありますが、人工呼吸器は看護師しか扱えません。「医療的ケア児等」といっても、様々なケアを必要とする方がおり、そのサービスを提供するスタッフの資格要件も様々です。学校通学者の人工呼吸器の方の今後について、市川市在住の方のうち、喀痰吸引が必要な方もいます。卒業後も切れ目なく通所できるような体制の整備が必要と感じています。事業所としては、看護師が集まらない、人件費がかかるという問題も抱えています。こちらは、喫緊の課題として障がい者支援課にも相談しているところです、グループスーパービジョンでも取り上げたところです。

会長　　：　就労支援部会からお願いします。

鎌田　　：　資料は 11 ページからとなります。開催概要は、資料記載のとおりです。

昨年 10 月から始まった就労選択支援については、市内の事業所は２か所と不足しています。また、例えば、利用者の居住する市区町村によって情報共有・情報伝達のルールが違うと事業所が混乱するという状況があります。事業所が、より多くの自治体に居住する利用者をスムーズに受け入れられるよう、よりよい情報伝達方法を検討しています。また、就労継続支援 B 型事業所の開所が増えている状況で、事例検討会等を通じて支援力の向上を図る必要があると感じています。

今年７月から、法定雇用率が上がりました。企業が求める支援と支援現場で実施すべき支援とに乖離が生じているケースが増加しています。最後に、18 歳を迎えると放課後等デイサービスの利用対象外となりますが、障害福祉サービスを新たに利用する方やそのご家族が安心して生活を送るための日中活動終了後の居場所や支援体制の確保が必要であると感じています。

会長　　：　こども部会からお願いします。

保戸塚　　：　こども部会では、資料 12 ページの「課題・問題意識」に掲げる５つの問題について取り組んでいます。

課題の 1 点目は、地域における相談体制の整備です。一昨年から国の中で、こどもに関するワンストップの総合相談支援援助機関として「こども家庭センター」が創設されましたが、市川市においても同センターの活動がはじまっていて、障がい児支援関係者との連携のあり方、今後の取り組み方に

ついて検討をしているところです。

２点目は、地域における保育、教育、障害児支援等の連携強化です。普通学級に通いながら放課後等デイサービスに通う等、お子さんの生活が多様化しており、関係者がお互いに連携しながら見守りや支援の取り組み方について検討を重ねています。

３点目はセルフプラン率の高さです。こども部会でも重要な地域課題として取り組んでいます。

４点目はこども一般施策に対する後方支援の必要性についてです。先ほども、お子さんたちが色々なサービスを利用している現状があるというお話をしましたが、保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等からは、そういったお子さんたちへの関わり方が分かりづらいという声が挙がっています。児童発達支援センターを中心に、一般のお子さんたちが通う施設における、支援が必要なお子さんへの支援の方法、先生方の悩みをフォローできる体制ができないか、という検討をしています。

５点目の、第６次いちかわハートフルプラン策定に向けた地域課題の抽出については、こども部会としての意見を集約しているところです。

これらに対する現状について、４に裏付けデータを示しています。

これに対する取組としては、まずは必要な情報の提供、周知に向けた取組を、部会の中で行っているところです。

セルフプランについては、国の方針として、望まないセルフプランの解消について指摘されているところですが、セルフプランを希望する保護者がいますので、その方たちがセルフプランを作る際の、児童発達支援センターでの作成支援は引き続き実施していきます。しかし、セルフプランの作成支援が計画相談支援を増やすことになるのかという論点もありますので、今後も検討課題として取り組んでいきます。

また、数年前から、児童発達支援センターの機能強化の取組が国の施策として行われています。市川市においては、市内の児童発達支援センターが地域の事業所の支援をしていかなければならないのではないかという意見が出ています。市内には 100 を超える事業所がありますが、各事業所の支援内容にはばらつきがあったり、色々な困難を抱えながら運営したりしている事業所もありますので、地域内で事業所への支援を実施することで、通っているお子さんや保護者がより安心して通所できるようにできないかという検討を進めています。

取組の成果ですが、児童発達支援センターへの問合せや相談がわずかではありますが増えてきています。障害児相談支援事業所は微量ですが増えてい

て、セルフプランの作成支援の実績も増えています。

今後の取り組みについては、7 に示す通りです。

関連会議の重症心身障がい児者・医療的ケア児等サポート会議については資料のとおりですので、割愛します。障害児支援連絡会については、幹事会では、事業所の支援の質のばらつきがあること、本当に支援が必要な子どもが利用しにくくなっている現状が話題になりました。また、多店舗展開の営利法人の参入が増えている現状がある一方で、事業所同士の交流が減ったという意見が出されていました。そこで、6 月に交流会を実施し支援者同士のネットワーク作りに取り組みました。2 月には「学齢期から成人期への繋ぎの支援」をテーマに研修会を実施する予定です。また、事業所合同説明会を10 月に実施する予定で準備を進めています。

最後に、児童発達支援センター等連携会議についてです。市川市そよかぜキッズの民営化に伴い運営法人が変更されました。改めて市川市内の全ての児童発達支援センターが連携して地域課題に取り組むことを確認したところです。障害児相談支援の量的整備と質的整備に関する児童発達支援センターの取組も協議していて、特に、緊急性、困難性の高いケースの優先的な受入れについて、発達支援課ともその方法を協議しているところです。

また、児童発達支援センターでは、地域の中核機関としての役割を果たしていこうという認識をしており、地域の事業所の後方支援等の取組の推進について検討しています。

なお、和洋女子大学に協力をいただき、地域の福祉人材について、当面および将来の人材確保について取組を進めていくことになりました。

会長　　：　障害者団体連絡会からお願いします。

小泉　　：　資料 19 ページをご覧ください。

第 11 回定期総会を、5 月 20 日に市川市勤労福祉センター本館大会議室にて開催しました。

当日は、市川市社会福祉協議会の山口氏にご登壇いただき、法定後見制度と任意後見制度テーマに講演いただきました。

第 2 回本会議は、9 月 16 日に市川市急病診療・ふれあいセンターにて開催し、地域防災課から避難所の環境、受付について、備蓄倉庫の内容などをお話いただき、地域共生課から福祉避難所について、要配慮者名簿の個別避難計画についてお話いただく予定です。

報告事項として、熊本地震、千葉豪雨の状況について話す予定です。10 月

19 日 14 時から福祉避難所訓練を、11 月 8 日 9 時 30 分から市川市大規模災害対応合同防災訓練を実施する予定です。障害者週間については、アイワングランプリに参加予定です。令和 9 年度バリアフリーハンドブックの改訂について、予算及び配布先を検討した結果、今年度は 9,000 部を印刷して市立小学校 5～6 年生に配布しました。皆さんには、資料として表紙だけお配りしていますが、そちらに記載されている方法で市のホームページからダウンロードできますのでご参照ください。

会長　　：　基幹相談支援センター運営協議会からお願いします。

朝比奈　：　基幹相談支援センター運営協議会は年 2 回開催を予定していまして、今年度は第 1 回を 11 月 16 日に開催予定です。

県内自治体での基幹相談支援センターの整備が済んだこともあり、障がい者支援課が市川市としてどのように基幹相談支援センターを評価していくか情報収集をされています。その内容を第 1 回の会議で議論した上で、令和 8 年度は試験的にその指標に基づきえくるに自己評価をしていただき、そちらを基に、来年度以降について検討していくよう準備を進めています。

会長　　：　ありがとうございました。それでは、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

石井仁美　：　就労支援部会に 2 点質問です。

1 点目は、就労継続支援 B 型を初めて利用する 65 歳以上の方が増えているという話題が、就労支援部会で出ているかという点です。

2 点目は、就労継続支援 B 型事業所が増えていますが、親御さんたちは利用できる事業所があるか心配しているので、定員に空きがあるか等を学校と事業所で話す機会はあるのか、という点です。

鎌田　　：　2 点目について、特別支援学校の生徒の進路について、学校と事業所が話す機会はあるのか、というご質問で良いでしょうか。具体的な実績の数字はなく、先生を含めて各事業所と実習等の連携をしているので、第 1 希望の事業所を絶対に利用できるという保証はないのですが、学校と事業所が連携しているという認識があり、利用できないということは聞いていません。障害者就業・生活支援センターいちされんと市川市障がい者就労支援センターアクセスと、特別支援学校の先生が、年に 1、2 回ほど定期的に話している実

績もあり、サポート体制が実施されていると思います。

1 点目については、利用されている方が 65 歳以上となったという話は出たことがあります。

会長　　：　他にありますか。

鎌田　　：　相談支援部会に質問ですが、事業所閉鎖によりセルフプランとなったという事案の経緯、発見のきっかけは何だったのでしょうか。

石井仁美　：　事業所が休止となり、事業を再開しなかった障害児相談支援事業所がありましたが、そこと利用契約をしていた保護者様が別の相談支援事業所を探し、事業所間の情報共有で話が広まったのが契機です。

鎌田　　：　一般的には、そのような場合は、閉鎖する相談支援事業所が次につなぐイメージがあったのですが、今回の事例では、そうならなかったということですか。

石井仁美　：　そうです。

鎌田　　：　分かりました。

会長　　：　他にありますか。

（質問なし）

議題(3)　協議事項

会長　　：　議題４、第６次いちかわハートフルプランの策定について、所管課から説明をお願いします。

障がい者支援課石田　：　第６次いちかわハートフルプランの策定についてご説明します。お手元の別冊資料をご確認ください。本計画案については、市内の障害者団体や自立支援協議会の各部会、市内の児童発達支援センター等を利用している障害児の保護者の皆様からのご意見をはじめ、関係する法改正の内容や本市の現状等を踏まえて作成したものです。事前にご確認いただいていると思いますの

で、内容の詳細については割愛させていただきますが、本計画案について忌憚のないご意見をいただければと思います。

今後の策定スケジュールについて、簡単にご説明させていただきます。現在、市民の方からの意見募集をパブリックコメントという手法で実施しています。本日いただいたご意見と併せまして、計画案に反映させた上で、11 月に開催予定の市川市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会で審議していただく予定です。その後、12 月に市川市社会福祉審議会本会での審議を経て、来年 2 月の同本会で諮問に対する答申を得る予定となっております。

会長　：　何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

朝比奈　：　117 ページ「地域生活支援拠点等事業」についてです。生活支援部会の報告で、精神障がいの方の受け皿が少ないという話がありました。そのあたりはどのように計画に反映されるのかという点と、面的な体制の整備を目指すこの事業が始まって以降の到達点、課題を整理しておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。このことについては、生活支援部会の取扱い事項だったでしょうか。

渡邉　：　地域生活支援拠点等コーディネーターからの報告は、生活支援部会のほか、相談支援部会でも行っています。

朝比奈　：　では、部会としてのお考えを伺えればと思います。

渡邉　：　生活支援部会では、そういった議論は今のところありません。

芦田　：　相談支援部会では、ハートフルプランに関連する話題として、資料 117 ページにもある「地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての検証及び検討」という項目における検討の内容が、質に関わってくるのではと思います。立上げのときはワーキングチームが関わっていました。開始後の検証について、地域生活支援拠点等コーディネーター、市、えくる、グループホーム等支援ワーカーが少し状況を確認できてはいますが、ワーキンググループのような形での評価はまだないので、始めても良いのではと感じています。

会長　：　他にございますか。

森田　　：　立上げから関わった者として、「やりきれてない」、「十分ではない」と感じています。責任を地域生活支援拠点等に求めず、市川市全体として人員配置等の支援をしていかなければ、十分機能していかないという課題は生活支援部会でも意見を表明しています。

会長　　：　他にございますか。

岩崎　　：　４月に、高次脳機能障害者支援法ができました。高次脳機能障害者は全国に 23 万人ほどいるといわれていて、千葉県内には約 13,000 人いて、市川市には 1,000 人くらいという割合になります。この法律を作った方の話を聞きましたが、高次脳機能障害者のうち、10%くらいの方はとても支援が必要と思っているとのことです。ニーズ把握は難しいですが、法律に定められたこともありますので、計画の中でも検討していただきたいと思います。

会長　　：　全ての委員から一言でもご意見を伺いたいのが、87 ページの権利擁護に関してです。こちらに入れていただきたい事業として、日常生活自立支援事業というものがあります。判断能力が不十分で、成年後見利用には至らない方のお金の管理、契約の手伝い等、成年後見制度の前段階の制度として事業化されていて、全国の市町村の社会福祉協議会が担当しています。今回、見直しされまして、判断能力が不十分でない人も利用できるように変わります。例えば、身寄りのない人、高齢の方にも使えるようになります。さらに、これまでと違ったものを取り入れようとしています。成年後見人しかできなかった代理権の設定や、死後事務、入退院の代理代行の導入が検討されています。国からも、モデル事業実施の案内が全国の社会福祉協議会に提示されました。

　このことに関連して、障がいある方を含めて身寄りのない方の日常の手続等で何か必要なサービスはあるか、皆さんにご意見を伺いたいと思います。場合によってはハートフルプランに取入れができる内容もあると思います。モデル事業の規模、予算配分を見ても、障害者総合支援法に盛り込まれる内容ではないですし、介護保険の予算を使う事業ではないのですが、ご意見をいただけたらと思います。

朝比奈　　：　相談支援の関わりを卒業できない方たち、つまり、介護にも障害福祉サービスにつながらない方たちがいます。そもそも個別給付を全ての人に適用す

るのは現実的ではありませんし、それが良いのかどうかという問題もあり、社会参加にフォーカスを当ててつながりを作り出していく必要があると思います。一方、身寄りがない方はやむにやまれず有料の身元保証等の契約をした時に不利益を受けてしまう可能性が高いので、公共的基盤を持った組織がグリップしていただき、一人ひとりではなく、「その人のことをどこかに聞けば、誰かが知っている」という状況を作れたらいいのではないかと思います。

鎌田　：　就労支援部会では、地域生活支援拠点等につなぐことを優先に考えていましたが、突然利用者が倒れたという状況でどうすべきか、今思い浮かばないところで、だからこそ考えていく必要があると思います。市川市障がい者就労支援センターアクセスとしては、身元保証人に連絡できますし、命の危機があればある程度介入できます。事例はこれまでにないですが、そう遠くないうちに確実に出てくると思いますので、我が事として考える、しっかり揉んでいく必要あると思います。

永井　：　居宅介護において、一人暮らしの方の保険金受取等、ヘルパーとして立ち会う場面がありました。個人情報満載のところヘルパーが介入して良いか迷ったので、そういうときに利用できるサービスがあれば良いと思います。

保戸塚　：　障がい児の場合は、職権のある公的機関として児童相談所があるので、保護者の不在等が生じた場合は、速やかに児童相談所へ繋ぐ等により、そこに本人の援助を依頼することが支援者としての役割になります。

お子さんが乳幼児期でまだ幼く、育児が始まったばかりなのに、自身が亡くなった後、親亡き後のことを早期から過度に心配する方が少なくないと感じています。福祉の制度は複雑なので、制度を知らない分からないことが親亡き後を過度に心配させているのかなとも思います。

成年後見制度の財産管理などは、児童期の支援者にはやや身近ではありませんが、支援者の立場からは、「お金を使うためにお金を使う」ように見えるところがあります。間違った見方なのかもしれませんが、当事者からすると腑に落ちないところがないのかなと感じたりします。本人や家族にとって、真に安心できる仕組みが作られればよいなと思います。

小泉　：　「千葉発達障害児者親の会コスモ」に所属していますが、5080 問題のような方もいれば、30 代後半から 40 代の子を持つ親もいらっしゃいます。やは

り、皆さん親亡き後を心配されています。30 代から 50 代後半の引きこもりの方が多いです。知的にボーダーラインだとお金管理はできるが携帯電話の機種変更の際に細かいところが分からなくて困ると聞いています。成年後見制度に関して、誰かに頼りたくないという本人の気持ちがある場合もあり、難しいと感じています。

西野　：　精神障害者家族会の立場からは、親が高齢化し本人が一人で生活すると、人と交わるのが難しいので孤立化してしまう傾向にあります。相談、助けてほしいと本人が言わなくてもしていかなければいけない局面は増えると思います。

諸谷　：　自分が亡き後息子はどうなるのかと考えたとき、一番頼りになるのは通所先の職員です。相談支援専門員もついているので助けていただけるのかな、と思います。一般就労者はセルフプランの方も多いので難しいと思いますが、市川手をつなぐ親の会では、生まれたときからの成育歴「私の生活記録表」を書いて常に更新し、子どものことを分かってもらえるようにしておくようにしています。

千葉　：　稲越校舎小学部でコーディネーターをしています。保護者からの相談を受ける際、先のことを考えるのに、子ども、保護者が色々なところとつながっていく仕組みが大切だと思っています。学校としても勉強していきたいと思っています。

坪井　：　民生委員として高齢者と関わることが多いですが。高齢者と障がい者は似ていると感じます。一人暮らしの高齢者が多くいますが、銀行手続は複雑で多く、死後手続もあります。障がい者、高齢者、悩みは変わらないと思います。

篠田　：　他の地域ではお金の管理を申し込んでも 1～2 年後に支援が開始されるという話も聞きました。各機関が何を優先して取り組むべきか考えていく必要があると思います。

岩崎　：　グループホームはかなり関係ある話だと思います。身寄りがなく、家族と縁が切れている方や、入院になったとき成年後見人をつけた方がよいのではという方もいます。手術のとき、金銭管理や部屋の片づけ等、成年後見人等

の機能を果たす仕組が利用しやすいものであればよいと思います。柔軟でグループホームの立場を組んだ制度になれば良いと思います。

渡邉　：　普段、サービス利用の費用負担面で苦労するケースが多いので、費用がかかるのは仕方ないにせよ、単発利用や、一時介護料のように使えて補填が付く等の仕組が良いかなと思いました。

森田　：　利用枠の制限で利用できなかったケースがあると聞きました。制度が広がれば利用希望も増えるので、社会福祉協議会の負担になるのでは、と心配しています。

芦田　：　身寄りがなく支援につまずく例として、緊急連絡先がなく困るといったことがあります。就労、就学にも影響があると思います。

石井なお子：　訪問介護をしていますが、認知症、独居、身寄りがないとなると、食事がなくなっていき物も買えない、という方がいました。高齢者サポートセンターが介入して助けてもらいました。また、視覚障がい者の独居において、電化製品の押売りに入られたケースがありました。そうしたケースのバックアップを何かの事業でできれば良いと思います。

田邉　：　相談支援で身寄りがないケースは何件か担当しました。きょうだいはいるが頼りにできず、家を引き払ってグループホームに入居したケース等がありました。本日のお話を聞き、色々勉強していきたいと思いました。

岡部　：　知的障がい者について、「何かあったら相談支援専門員へ」という風潮があると思います。親からも「私が死んだらよろしく」といった内容のお話をされることがあります。利用者の権利擁護は大切ですが、相談支援専門員が一人で全部背負っていくことは難しいので、俯瞰的な仕組があると良いと思います。

石井仁美　：　相談支援専門員の不安は、相談支援専門員が関われなくなり、本人がサービスを利用できなくなってしまったときにどうするか、という事です。えくる、がじゅまるの他に、日常生活支援制度が増えると安心だと思います。

芦田　：　ハートフルプランについて。人材確保は重要で、急務として認識していた

だきありがたいですが、施策が弱いのではと感じます。人材確保についても、取組項目にしていただきたいです。また、望まないセルフプランについて、達成するための施策を具体的に進めていけたらと思います。

会長　　：　権利擁護について、市川市社会福祉協議会は、国からのモデル事業の募集に手を挙げています。皆さんからいただいたご意見をもとにチャレンジしつつ、ハートフルプランにも反映していただいたりできればと思います。人材確保について、社会福祉審議会の中でも審議会の議題にして検討するなど、専門家の皆さんにも検討いただきたいと思います。

以上で、本日予定されていた議事は全て終了しました。事務局から何か連絡等ございますか。

沓澤　　：　長時間に渡りありがとうございました。次回の協議会の日時等は改めて皆様にご連絡いたします。

会長　　：　以上で閉会します。